

大網ロータリークラブ

Club Weekly Bulletin



- クラブ創立：2000年1月13日
- 例会日：毎週水曜日（12：30～13：30）
- 例会場：中部コミュニティセンター TEL0475-73-3337 FAX73-4360
- 事務所：〒299-3251 大網白里町大網450-6 ユアサビル2階 TEL0475-70-0200
- 会長：矢部 慎一 幹事：星野 実
- 広報公共イメージ向上委員会 委員長 石田 英世



2019年8月7日(水)

通巻第912号

<http://www.oamirotary.com>
E-mail rc@oamirotary.com



本日の例会

- 点 鐘 会長 矢部 慎一
- ソング 奉仕の理想
- 会長挨拶 会長 矢部 慎一
- 幹事報告 幹事 星野 実
- プログラム
- ①誕生祝
鈴木文夫会員、斉藤幸男会員
- ②卓話
穂垂るの会 代表 井上瑞穂様
「認知症の義母の介護（後編）」

ニコニコBOX

なし

例会日	7月31日	7月10日
会員数	29	29
出席	20	20
欠席	9	9
MU	0	0
免除	0	1
出席率	68.97	72.41

会長挨拶

矢部 慎一 会長

2019～2020年度、第2790地区、第7グループの大網ロータリークラブの会長を拝命して、丁度1ヵ月が経ちました。まだ始まったばかりで右も左も良く分からない毎日ですが、良く考えて見たら残りあと11ヶ月しかないことに気がきました。11ヶ月と言う月日はあつと言う間のような気がします。決して焦ることなく、会の為に少しでもお役に立つ様に残りを全力で勤めさせていただきますので、これからも宜しくお願いします。

納涼夜間移動例会

2019年7月31日 古民家もちづきにて



ガバナー事務所より

①2019年8月のロータリーレートは、
1ドル=108円

②ガバナー事務所、ガバナーエレクト事務所
夏季休業のご案内

記

期間：2019年8月13日（火）～8月15日（木）

緊急の場合は 下記幹事長宛てにご連絡
をお願い申し上げます。

ガバナー関係

2019-20年度地区幹事長 堀口路加様
携帯No. 090-8498-4746

ガバナーエレクト関係

2020-21年度地区幹事長 吉田理愛様
携帯No. 080-6662-1132

7/20 開催 米山研修会

写真提供:佐藤廣子会員

三井ガーデンホテルにて



ナディーシャさん

審議に関する報告書

2019年規定審議会は、2019年4月14日～18日、アメリカのシカゴにて開催されました。制定案116件、見解表明案1件の計117件を審議し、規定案47件、見解表明案1件の計48件を採択致しました。第2790地区からは、千葉RCと木更津東RCから合計3件が提案され、内1件が採択されました。採択されなかった2件は、いずれも過半数の賛成を得ましたが、RI定款の改正でしたので、3分の2以上の賛成が必要のため否決されました。

2019年規定審議会にて採択された制定案の内、クラブに係りのある制定案について、重要と思われる改正を、提案された順番で以下に述べさせていただきます。

なお、「クラブ定款」と記した部分は、改正後の定款の条です。

①クラブ会長の任期を改正する件

(制定案19-22、クラブ定款第11条第5節 改正前第13条) Y279 N225

クラブ会長に空席が生じた場合、現職の会長が無期限でその役職に留まることを強制されるべきでないため、会長の任期を就任日から最大2年間に制限するという提案です。小規模なクラブでは、このようなことが生じる可能性があるため、これを救済しようとするものです。

②クラブの年次総会において予算と年次報告の発表を求める件

(制定案19-24、クラブ定款第7条第2節 改正前第8条) Y408 N102

クラブの年次総会で役員を選挙するだけでなく、予算の執行状況と昨年度の年次報告を行う事が追加されました。

この制法案には議場から修正案が提出され、その修正案についての提案内容の説明について日本語への同時通訳に不明な点があり、改正後のクラブ定款が発表になった際に、字句の変更があると思われます。

③クラブの名称または所在地の変更の通告期間を延長する件

(制定案19-26、クラブ定款第19条第2節 改正前第22条) Y398 N96

クラブの名称または所在地の変更は、クラブ定款の中で、唯一クラブで変更できる規定です。クラブが変更する際の会員への通知期間が、これを議する例会の10日前から21日前に延長されました。現在、クラブは月に最低2回の例会を開けばよいことになっていますので、修正案の通知期間を改正前10日間から21日前に延長すべきとの提案が採択されました。

④クラブ構成を改正し職業分類の制限が廃止された。

(制定案19-39、クラブ定款第9条 改正前第10、11、15条) Y403 N108

5名またはそれ以上の正会員がいる職業分類からは、正会員を選出してはならない。

(以下省略) という制限がなくなりました。

旧ロータリークラブ定款第11条第2節と第15条第5節(e)の規定が、全文削除されました。

第11条 職業分類がクラブの会員構成に変更されました。

第15条 会員身分の存続

第5節—他の原因による終結

この改正により1業種5名の会員という制限がなくなりました。ただし、クラブ定款第9条第2節—クラブ会員基盤の多様性を推進する手段としてのクラブ会員構成。として、このクラブの会員基盤は、年齢、性別、及び民族的多様性を含め、地域社会の事業、専門職務、職業、および市民組織の多様性を表すものであるべきである。という規定が追加されましたので、特定の業種のみクラブは理論的に設立できないと解します。

上記の他に、次の点の改正がありました。

⑤衛星クラブの報告手続を改正する件

(規定案19-29、クラブ定款第11条第6節 改正前第13条) Y423 N78

衛星クラブは毎年本クラブの会長と理事会に報告書を提出しなければならないが、財務諸表と監査済みの会計報告は「監査済みまたは検査済み」と改正されました。

⑥例会と出席における柔軟性を認める規定を移動する件

(規定案19-30、クラブ定款第7条と該当する箇所 改正前第7条、8条、12条) Y336 N174

第7条の例外規定を削除して、該当する各条各項に記載して理解しやすくする。

第7条 会合 第1節—例会

(e)例外。第7条に従わない規定または要件を細則に含めることが出来る。そのような規定または要件は、本定款の上記の節の規定または要件に優先する。ただしクラブは少なくとも月に2回、例会を行わなければならない。